

公営企業経営室関係資料

資料 2-1 水道事業における広域化の推進等について..... P 1

資料 2-2 バス車両のバリアフリー化に係る特別交付税措置の継続について..... P 7

資料 2-3 地方公共団体が行う売電契約について P 8

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、**令和4年度末**までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
令和4年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域との方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを平成31年3月に発出。
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

4. 地方財政措置等

水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R元.10.1時点)

- **令和元年10月1日現在の各都道府県の策定取組状況**について、調査を実施。
- 調査の結果、**既に策定済の団体が2団体**、**令和4年度までに策定予定の団体が39団体**となっている。
(計41団体(87.2%))
- 「その他」の回答の団体においても、策定に向けた準備等を行っている団体があり、ほとんどの団体で「水道広域化推進プラン」を策定・検討中となっている。

策定状況	団体数(割合)	備考
①既に策定済	2団体(4.3%)	—
②策定中(令和4年度までには策定)	24団体(51.1%)	令和元年度策定: 2団体 令和2年度策定: 1団体 令和3年度策定: 2団体 令和4年度策定: 19団体
③検討中(令和4年度までには策定予定)	15団体(31.9%)	—
④検討中(策定時期未定)	2団体(4.3%)	—
⑤その他	4団体(8.5%)	—

- ※ 通知に記載のとおり、令和2年4月に「水道広域化推進プラン」の策定状況について、調査を実施し、公表予定。
- ※ ヒアリングについても、令和2年8月及び9月に実施予定。

改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図) (出典)厚生労働省資料を総務省が一部加工

厚生労働省

基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

基本方針に基づき策定

都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、広域連携の対象区域や連携等を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

圏域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

圏域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

...

圏域⑤

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

意見

広域的連携等推進協議会(改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

水道事業者等

- ・水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進
- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・収支見通しの作成及び公表
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等

今般の豪雨災害等を踏まえた整備事業に対する地方財政措置(水道事業)

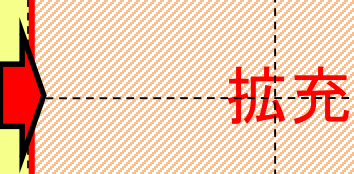
- 台風第19号による豪雨災害等により、防水扉の設置などの対策がされていない**浄水場、ポンプ場等が浸水し断水が発生。**
- これを踏まえ、住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、**浄水場、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業について地方財政措置を講じる。**

1. 地財措置対象事業の拡充

地方単独事業における防水扉等や土砂流入防止壁の整備を地方財政措置の対象に追加

<地方単独事業>

	自家発電設備 (停電対策)	土砂流入防止壁 (土砂災害対策)	防水扉等 (浸水災害対策)
浄水場			
配水場・ポンプ場			



拡充

: 地方財政措置あり



土砂流入防止壁のイメージ

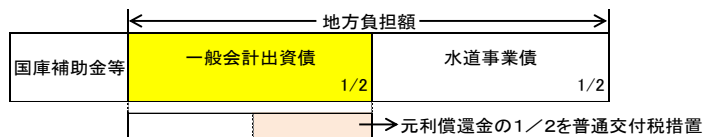


浸水災害対策のイメージ

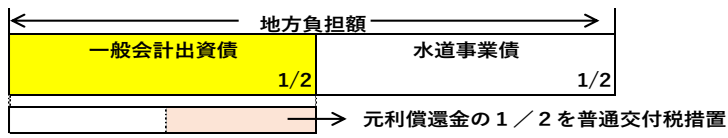
2. 財政措置のスキーム

地方負担額の1/2を一般会計が繰出し、その1/2を交付税措置

<国庫補助事業>



<地方単独事業>



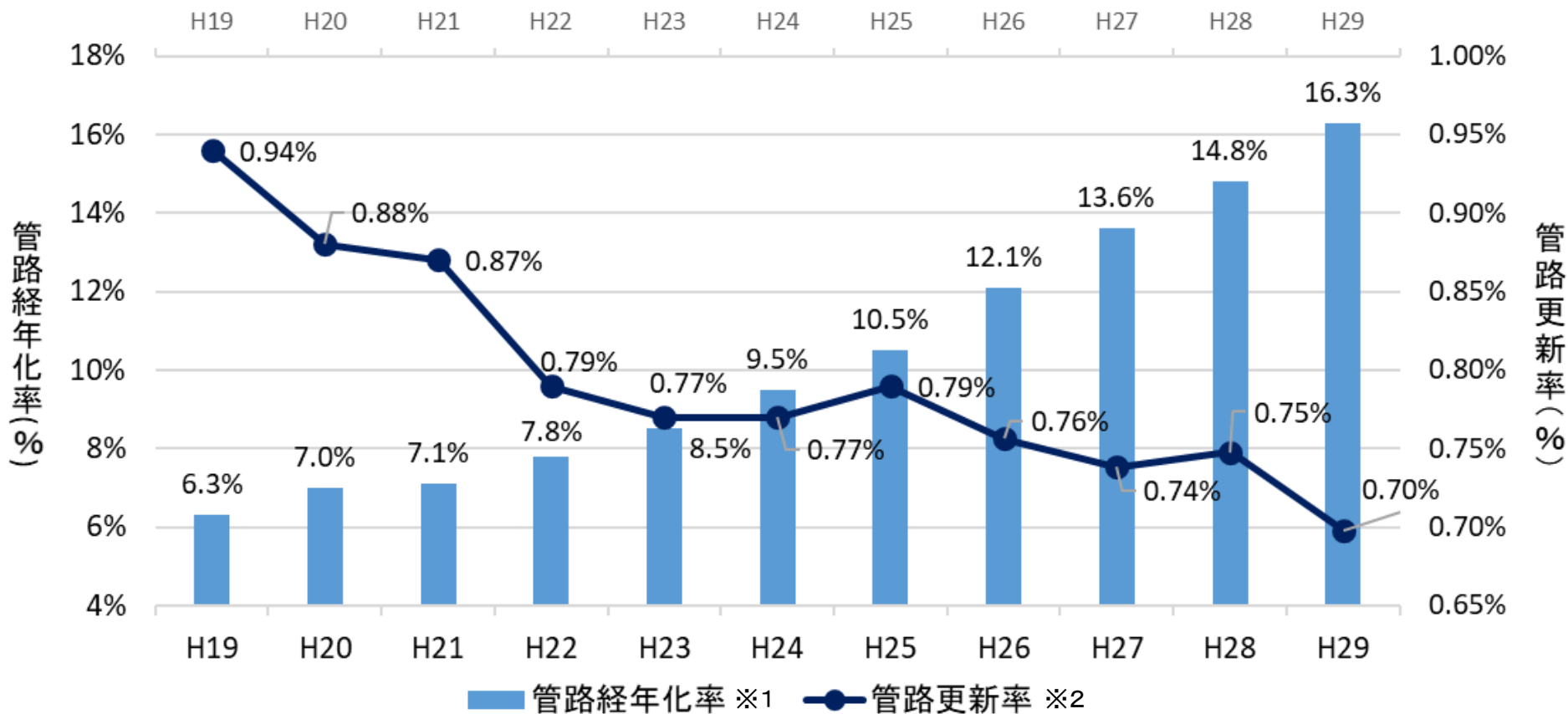
※ 土砂災害警戒区域内の土砂災害対策事業及び浸水想定区域内の浸水災害対策事業について対象とする。

※ 国庫補助事業については、令和元年度補正予算において、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業を対象としている。

管路経年化率・管路更新率の推移

管路経年化率・管路更新率の推移

- 事業用資産の約7割を占める管路については、管路経年化率が年々上昇。
- 一方、管路更新率は低調に推移。



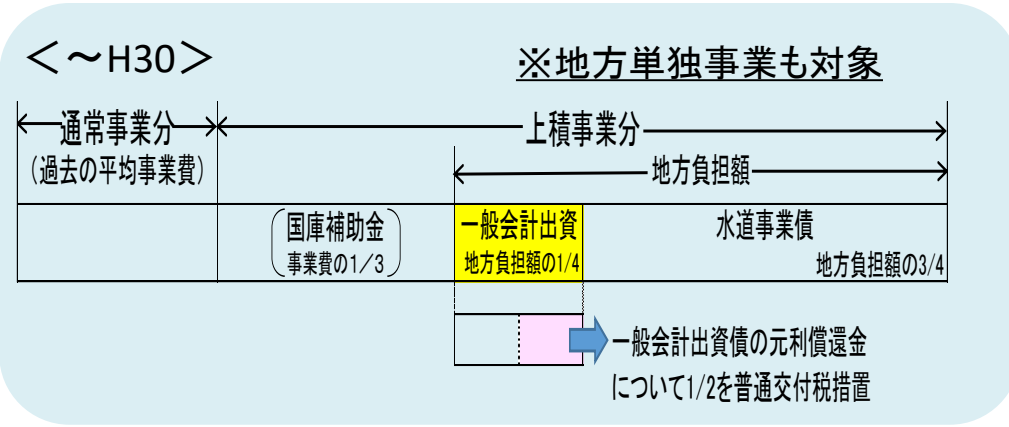
出典：日本水道協会 水道統計

※1 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合

※2 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合

水道管路耐震化事業に関する地方財政措置の延長・拡充（令和元年度～5年度）

- 着実な更新投資と災害対策を進めるため、**管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長**（R元～R5まで）
- **経営条件の厳しい団体**について、**一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充【特別対策分の創設】**（R元～R5まで）



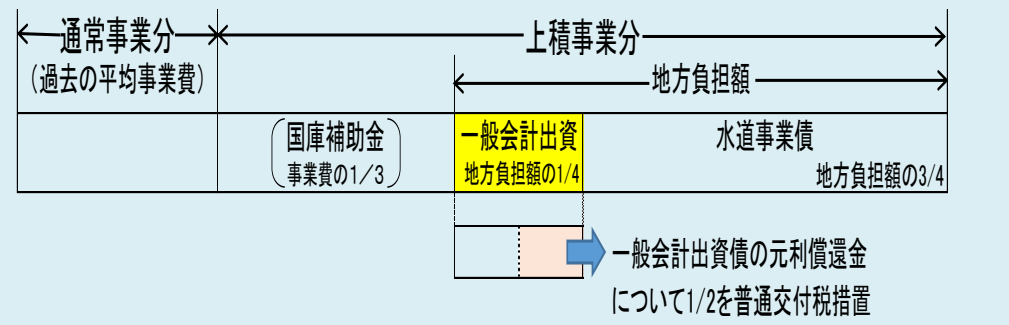
(参考)特別対策分の要件

- 供給単価が全国平均以上であり、次の要件①または②を満たす団体
- ① 有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上
 - ② 有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が全国平均の2倍以上

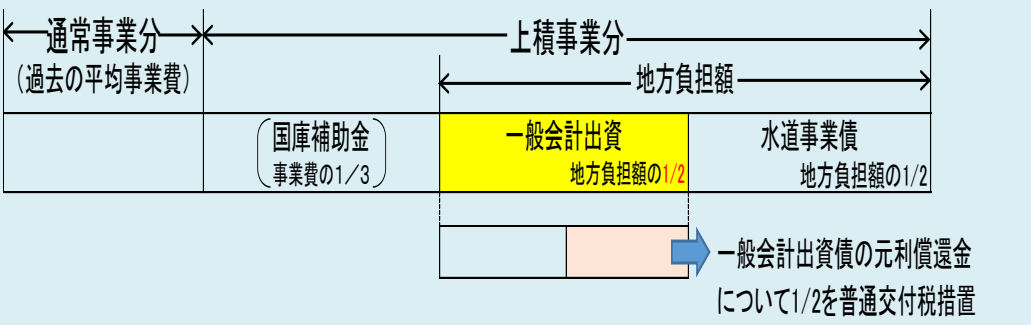


<延長・拡充後（R元～R5）> ※地方単独事業も対象

【一般分】(延長)



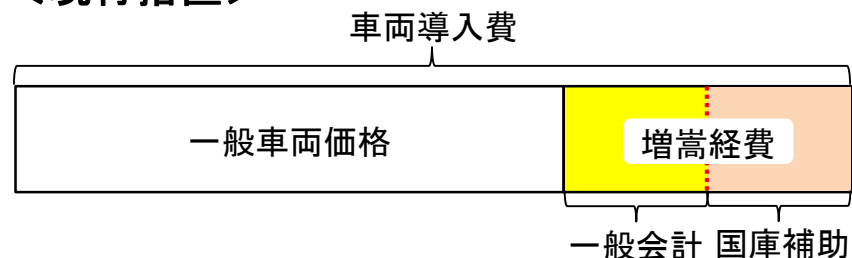
【特別対策分】(新規)



バス車両のバリアフリー化に係る特別交付税措置の継続

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)は、公共交通事業者
に車両の新規導入時のバリアフリー化を義務づけている。
- バリアフリー法に基づく現行の整備目標(2011～2020年度)の最終年度が差し迫っている中、公営企業における
リフト付きバスの導入状況は、目標値約25%に対し16%(2017年度末)となっている。
- リフト付きバス又はノンステップバスといったバリアフリー型車両の導入に要する経費(一般車両を導入する場
合に比して増嵩する経費に限る。)に係る一般会計からの繰出しに対する特別交付税措置について、令和元年
度に終了することとしていたが、リフト付きバスに限り、引き続き措置を講ずることとしている。

<現行措置>



【対象】

- ・リフト付きバス
- ・ノンステップバス

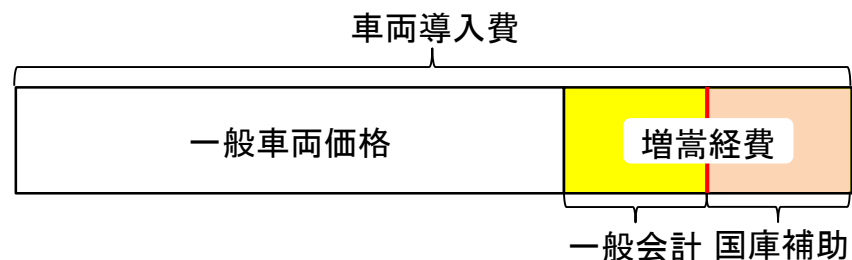
【特別交付税措置率】

0.8

【その他条件】

国庫補助の対象となった場合は、増嵩経費から
国庫補助額を控除した額が対象経費となる

<令和2年度以降>



【対象】

- ・リフト付きバス

【特別交付税措置率】

0.5

【その他条件】

国庫補助の対象となったものに限る

地方公共団体が行う売電契約について

- 地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされている。

平成24年度総務省通知

総行第62号
総財第36号
平成24年4月25日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課
担当：岡専門官、青木係長
TEL 03-5253-5510
総務省自治財政局公営企業経営室
担当：田中補佐、関本係長
TEL 03-5253-5639

平成26年度総務省通知

総行第122号
総財第61号
平成26年7月4日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、「地方公共団体が行う売電契約について」（平成24年4月25日付け総行第62号、総財第36号自治行政局行政課長、自治財政局公営企業経営室長通知）を发出したところですが、この度、第186回国会における電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、改めて下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課
担当：泉水専門官、米岡係長
TEL 03-5253-5510
総務省自治財政局公営企業経営室
担当：佐藤補佐、御手洗係長
TEL 03-5253-5639